

# MARPOL 条約附属書 VI の改正に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

## 改正事項

MARPOL 条約附属書 VI の改正に関する事項

## 改正理由

2008 年 10 月に開催された IMO 第 58 回海洋環境保護委員会(MEPC58)において、MARPOL 条約附属書 VI 及び NO<sub>x</sub> テクニカルコードの改正が、決議 MEPC.176(58) 及び MEPC.177(58)として採択され、2010 年 7 月 1 日に発効することとなった。同改正により、窒素酸化物放出量の規制及び燃料油中硫黄分の規制が段階的に強化されるとともに、船上に搭載するオゾン層破壊物質の一覧表及び記録簿、また、原油タンカーにおいては揮発性物質放出防止措置手引書の搭載が義務付けられることとなる。

今般、大気汚染防止のための設備に関して、MEPC.176(58)及び MEPC.177(58)に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) ディーゼル機関から放出される窒素酸化物の許容限度において、2 次規制及び 3 次規制の基準を定めた。
- (2) 硫黄酸化物の放出規制において、燃料油中硫黄分濃度の制限値に関する要件を改めた。
- (3) オゾン層破壊物質を含む設備に関する要件を改めた。
- (4) 原油タンカーに対する揮発性物質放出防止設備に関する要件を定めた。